

## ガソリンを携行缶で購入される皆様へ

令和2年2月1日より消防法で本人確認、使用目的の確認が義務付けられます。

本改正に関する詳しい情報は、総務省消防庁ホームページへ

<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/gasoline/tutatsu.html>



### ガソリンを携行缶で購入される皆様へ



ガソリンの適正な使用を徹底するため、  
ガソリンを携行缶で購入される方に対して、

- ① **身分証の確認**
- ② **使用目的の問いかけ**

を行うとともに、販売記録を作成しています。  
皆様のご理解とご協力をお願いします。

